

五 管 区 水 路 通 報

第 48 号

- 第 415 項 瀬戸内海 - 淡路島南方 魚礁設置
- 第 414 項 紀伊水道 - 和歌山下津港、下津区 桟橋撤去工事
- 第 413 項 四国南岸 - 足摺岬北北東方 灯台消灯、仮灯設置
- 第 412 項 四国南岸 - 足摺岬南方(リマ海域及び付近) 射爆撃訓練

2025年415項 瀬戸内海 - 淡路島南方 魚礁設置

沼島付近において、魚礁が設置された。

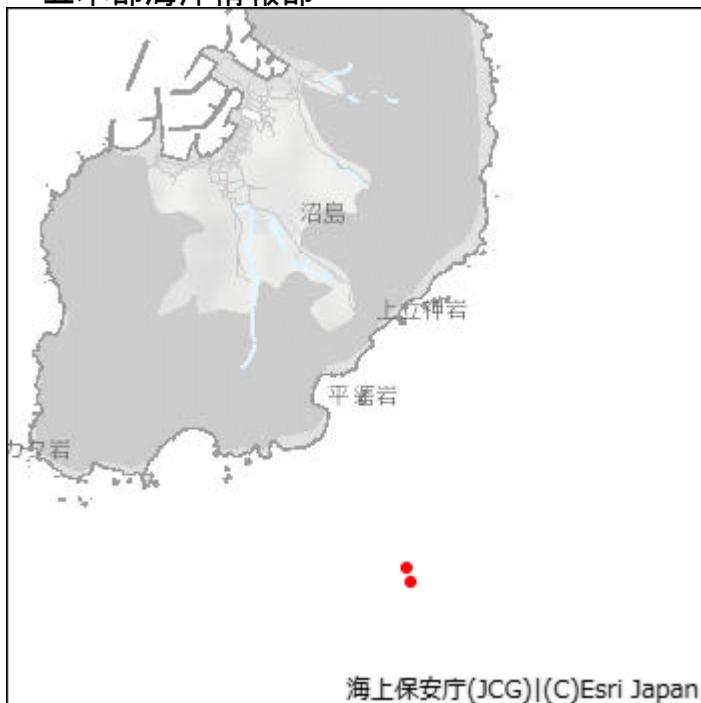
区域 下記2地点付近

- (1) 34-09-10.5N 134-49-38.4E
- (2) 34-09-08.6N 134-49-39.0E

備考 鋼製魚礁(約11m×約11m×高さ15m)2基が設置された

海図 W150C-W106(JP共)

出所 五本部海洋情報部



2025年414項 紀伊水道 - 和歌山下津港、下津区 桟橋撤去工事

M-2号桟橋付近において、潜水士・起重機船による桟橋撤去工事が実施される。

期間 令和7年12月15日～令和8年3月31日(予備日を含む) 日出～日没

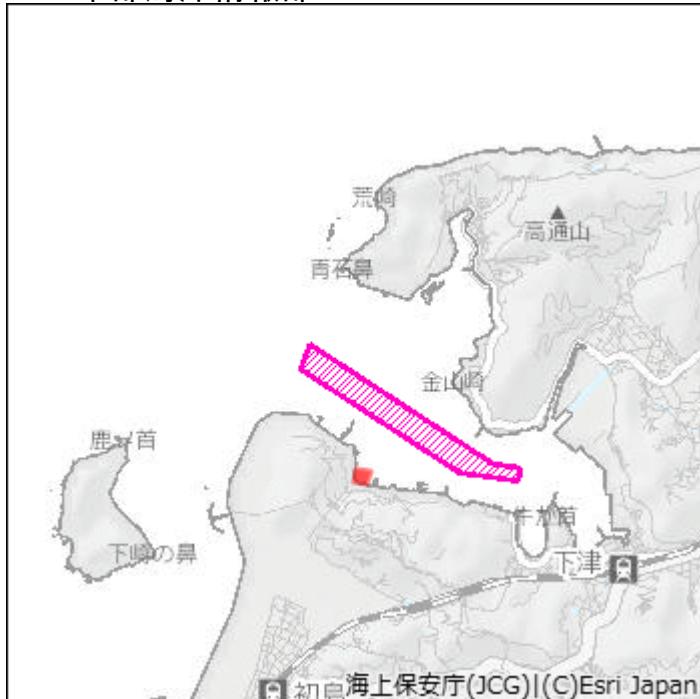
区域 34-06-55N 135-07-24E 付近

備考 作業区域内にシンカーブロックを設置

汚濁防止膜を設置

警戒船を配備

海図 W1144



2025年413項 四国南岸 – 足摺岬北北東方 灯台消灯、仮灯設置
佐賀港巖島防波堤2北灯台(灯台表第1巻3083.2)(33-04.2N 133-06.8E)は消灯し、仮灯が設置されている。

期 間 当分の間

海 図 W108(JP共)

出 所 高知海上保安部



2025年412項 四国南岸 – 足摺岬南方(リマ海域及び付近) 射爆撃訓練
自衛隊航空機による空対空射撃訓練及び空対水射爆撃訓練が実施される。

期 間 令和8年1月1日～31日(土曜、日曜及び祝日を除く)0800～1700

区 域 下記10地点により囲まれる区域

- (1) 32-09-13N 132-59-51E
- (2) 31-48-13N 132-59-51E
- (3) 32-02-13N 133-29-51E
- (4) 31-42-13N 133-29-51E
- (5) 31-04-13N 132-07-51E

- (6) 31-25-13N 132-07-51E
(7) 31-30-43N 132-09-21E
(8) 32-00-13N 132-34-51E
(9) 32-03-13N 132-37-51E
(10) 32-01-43N 132-37-51E

海図所
出

W157
防衛省

